

下水道排水設備工事責任技術者試験のご案内

下水道排水設備工事責任技術者試験 および試験講習会について

日本下水道協会愛媛県支部では、下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験を本年度実施します。この試験は2年に1回実施されるもので、来年度は実施されません。お申し込み忘れの無いようご注意ください。

【試験】

《日時》

11月8日(土)
午後1時30分から
午後3時30分

《会場》

松山大学(松山市文京町)
※駐車場はありませんので、必ず公共交通機関をご利用ください。

《受験資格》

- ① 高等学校土木工学科等卒業+1年以上の実務経験
- ② 専修学校土木課程等卒業+1年以上の実務経験
- ③ 高等学校卒業+2年以上の実務経験
- ④ 5年以上の実務経験

※実務経験とは、排水設備工事または排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事の設計または施工に関するもの(農業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の工事の設計または施工に関するものを含む)

※実務経験年数の基準日は、試験申し込み日を基準とする。

《試験手数料》

4000円
(別途「振り込み料金」が必要となります)

【講習会】

《日時》

10月7日(火)
午後1時30分から
午後3時30分

《会場》

松山市役所11階大会議室
(松山市二番町4丁目7番地2)

《受講料》

4000円

(別途「振り込み料金」が必要となります)

【申し込み受付(試験・講習会とも)】

《申し込み用紙》

市役所下水道課(市役所2階)で配布しております。

《受付期間》

8月15日(金)から9月4日(木)

郵送の場合は、9月4日までの消印があれば有効。

※市の休日を除く、執務時間中

《申し込み方法》

① 持参する場合：市役所下水道課までお持ちください。

② 郵送する場合：返信用封筒(住所、氏名を記入し、80円切手を貼付)を必ず同封してください。

【問い合わせ先】

市役所下水道課

☎24 2111 (内線255)

高齢者や障害者など 災害時要援護者を守ろう 避難を支援する訓練などを実施しました

大雨による土砂災害の発生を想定した全国統一防災訓練が6月1日、愛媛県では大洲市、内子町を対象に実施されました。大洲市では、市役所を本部とした情報収集伝達訓練や、脇川地域、河辺地域での避難訓練や防災講習会などがあり、住民や県、市、福祉施設職員など約230人が参加しました。

大切な避難行動

訓練は、高齢者などの災害時要援護者をいかに安全に避難させるかを重視して行われ、自主防災組織や消防団などが連携して避難支援活動に取り組みました。災害時要援護者とは、高齢者、乳幼児、障害者、外国人など災害時に一人で避難することが困難な人や、避難に時間を要する人のことです。

まずは「コミュニケーション」

私たちのまちでも、災害時に弱い立場になる人たちが大勢います。災害発生時の協力や支援体制づくりは、地域社会にとって最も重要な課題の一つです。自主防災組織や地域福祉などの住民組織が一体となって取り組む必要がありますが、まず皆さん一人ひとりが日頃から災害時に弱い立場となる人たちとコミュニケーションを図り、連帯感を深めることが何よりも大切です。

時に、ケガをしたら、あなたも『災害時要援護者』です。

【問い合わせ先】

市役所危機管理課
☎24 2111 (内線352)



▲施設職員や消防団などが避難を支援(かわかみ荘)



▲避難所での住民研修(河辺)

シリーズ防災
No.4

自衛官募集のご案内

平成20年度自衛官募集案内

一般曹候補生

陸上・海上・航空自衛隊の部隊勤務を通じて陸曹を養成するコースです。

採用後、2年9ヶ月経過以降選考により3曹に昇任し部隊の基幹要員となります。また、選抜試験に合格すれば陸曹や幹部へ進むことができます。

2等陸・海・空士

陸上自衛官は2年（一部技術系3年）海上及び航空自衛隊は3年を一任期として勤務するコースです。

2年ごとに退職金が支給されると共に引き続きの継続任用ができると共に選抜試験に合格すれば陸曹や幹部へ進むことができます。

航空学生

海上・航空自衛隊のパイロットを養成するコースです。将来は国家資格を習得し、ジェット機・ヘリコプターのパイロットとして活躍することができます。

高校などを卒業後、最も早くパイロットになれるコースです。

看護学生

陸上自衛隊において看護業務の中心となる看護陸曹（看護師）を養成するコースです。入隊後3年間自衛隊中央病院の高等看護学院で教育を受け国家資格取得後、2等陸曹に昇任して、自衛隊病院や部隊で勤務します。

募集種目		資格	受付期間	試験期日
一般曹候補生		18歳以上27歳未満	8月1日～9月8日	1次 9月20日 2次 10月9～16日
航空学生		高卒（見込み）21歳未満	8月1日～9月8日	1次 9月23日 2次 10月18～23日 3次 11月15日～
看護学生		高卒（見込み）24歳未満	8月1日～9月8日	1次 10月25日 2次 11月22日～23日
2等陸 海・空士	男子	18歳以上27歳未満	年間を通じて募集	受付時に通知
	女子		8月1日～9月8日	9月28日～9月29日

【お問い合わせ】

自衛隊愛媛地方協力本部大洲地域事務所
大洲市大洲690-1 市役所 5階 ☎24-4123

大洲市職員ノーマイカー通勤デーおよび ノーマイカーデーについて

大洲市では、本年3月、温室効果ガス削減を目標とした大洲市地球温暖化対策実行計画を策定し、それに関連する方策の一つとして、「大洲市職員ノーマイカー通勤デー」（略称：ノーマイカーデー）および「大洲市職員ノーマイカーデー」（略称：ノーマイカーデー）を定めました。通勤時における自動車などの利用から、公共交通機関、自転車、徒歩または相乗りへの転換や照明の早めの消灯などにより省エネに取り組みます。職員一人ひとりが、公共交通問題、地球環境問題や交通渋滞問題などへの意識を深め、ひいては、地球温暖化対策推進役の一人として活動していただけるよう、できることから取り組んでまいります。市民のご理解とご協力をお願いいたします。

自動車（モーターバイクなどを含む）で通勤している職員
2 ノーマイカーデー
全職員
主な実施方法
1 職員は、ノーマイカーデーの実施日には、徒歩、自転車または公共交通機関を利用して通勤します。ただし、これらの通勤手段をとることが困難な場合は、自動車の相乗りなども可とします。

実施時期など
1 ノーマイカーデーおよびノーマイカーデーの実施は、月1回とします。
2 実施日は、毎月第4水曜日とします。（第4水曜日が休日に当たるときは、次の直近の勤務日）
※愛媛県関係機関における実施日に合わせ

3 ノーマイカーデーの実施日に合わせて、ノーマイカーデーを実施します。
4 ノーマイカーデーにおいては、職員は午後6時までには退庁することとし、午後6時をもって全館消灯（宿直に關係する部分を除く）します。

対象職員
1 ノーマイカーデー



▲初日にバスで通勤する大森市長

飼い主からの犬・ねこの引き取りの有料化【10月1日～】

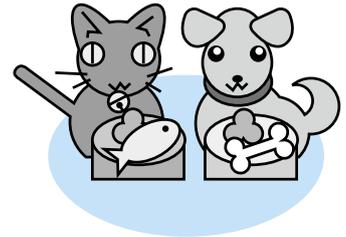
犬・ねこの安易な飼養放棄を抑制するため、これまで無料で行ってきた引き取りが有料化になります。ペットは大切な家族の一員です。愛情をもって、終生飼いましょう。

手数料	1頭(匹)につき	生後91日以上のもの	2,000円
		生後91日未満のもの	400円
手数料の納入方法		愛媛県収入証紙(現金不可)	

- 所有者の判明しない場合に限り、無料
- 犬の場合は、引き取りの際に、鑑札と狂犬病予防注射済票を持参

引き取りを依頼される方へ

- ◇どうしても飼い続けることができませんか？
- ◇新しい飼い主をさがしましたか？
- ◇家族全員の同意を得ましたか？
- ◆引き取られた犬・ねこの大部分は、殺処分されてしまいます。
- ◆不幸な動物を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。
- ◆動物を捨てることは犯罪です(50万円以下の罰金)。



－ 制度の問い合わせ －

動物愛護センター ☎089 (977) 9200
 県庁業務衛生課 ☎089 (912) 2396

－ 犬・ねこの引き取り窓口 －

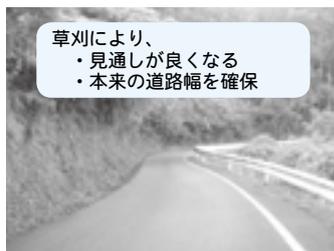
市役所保険環境課 ☎24-2111 (内線158・159)
 長浜支所 市民福祉課 ☎52-1111
 肱川支所 市民福祉課 ☎34-2331
 河辺支所 市民福祉課 ☎39-2111

刈草の提供について

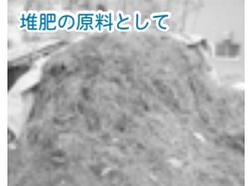
大洲土木事務所では、道路の安全を確保するため、年に1回の割合で県道の草刈を行っております。

従来、刈草は主に焼却処分していましたが、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈草のリサイクル(再利用)を推進しております。

平成18年度から広報誌により刈草の提供についてお知らせしているところですが、今年度も同様に希望者への提供を実施いたしますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料などとして、ぜひご活用下さい。



刈草は、**“有効な資源”**です。



提供する方法

■県道各所の仮置き場に取りに来ていただき、その場で提供いたします。

提供する期間

■8月中旬～9月上旬の予定(希望者受付中です。)

注意事項

- 刈草の運搬は原則として希望者にてお願いします。
- 刈草はそのままの状態を提供いたします。
- 先着順となりますので、刈草がなくなり次第終了となります。

問い合わせ先

大洲土木事務所
 道路課道路補修係 ☎24-5121 (内線317、319)

シリーズ長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

シリーズ

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

No.13

今回は、年度途中における取扱、注意事項などを取り上げてみました

1 今後75歳の誕生日を迎える人へ

今年度中に75歳の誕生日を迎える人は、誕生月の翌々月以降に保険料決定通知書などをお届けします。例えば、今年の8月10日に75歳の誕生日を迎える場合7月中旬、被保険者証の送付↓8月10日、誕生日から長寿医療制度加入(被保険者証が有効となります。受診する際は、初診、再診に関わらず新しい被保険者証を医療機関等窓口にて提示してください。)↓(広域連合で保険料に係る確認・登録作業)↓10月初旬、保険料決定↓10月中旬、決定通知及び納付書の送付

この場合、普通徴収となります。特別徴収(年金天引き)を希望の人には申し込みありませんが、来年10月以降については、社保庁、共済組合等の了承を得た上で特別徴収に移行します。

2 平成19年中の所得確定により手続きが必要な人へ

平成19年中の所得により医療費などの負担が変わりますが、8月1日とその基準日となっています。次に該当の人は所定の手続きが必要となります。必要事項などは、通知でご確認ください。

①医療費負担の変更ともなう被保険者証の引き替え

医療費負担が(1割から3割へ)または(3割から1割へ)変更通知のあった人は、被保険者証を引き替えさせていただきます。

②限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という)の交付

減額認定の有効期限は、毎年7月末日となっております。前年に交付実績のある人には勧奨通知を送ります。

入院中または入院予定のある人で、勧奨通知がなく、減額証の対象に該当しているかどうか不明の場合は、

お問い合わせください。
3 特別徴収仮徴収の額について

特別徴収では、2月の天引き額が引き続き4、6、8月の仮徴収額となります。この場合、通知などはありませんので、あらかじめご了承ください。

年度でいえば、2月までの年度分の保険料徴収が終了します。また、保険料は前年度の所得により決定されますが、その決定は7月で、天引きに反映されるのは10月分からです。それまでの間、2月の天引き額と同額を仮徴収させていただきますこととなります。

【問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合

松山市北条辻六番地(松山市役所北条支所2階)

☎089・911・7733

市役所保険環境課高齢者医療係

☎242111(内線155)

大洲消防署からのお知らせ

火遊び、花火による火災の防止

夏の夜の楽しみ「花火」。子どもたちにとって楽しみな季節となりました。夏の風物詩「花火」を楽しい思い出とするためにも、次のことに十分注意しましょう。

- ①花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう。
- ②花火を人や家に向けたり、燃えやすいもののある場所で遊んだりしないようにしましょう。
- ③手持ちの筒花火は、手の位置に注意しましょう。
- ④風の強い時は、花火はやめましょう。
- ⑤水を用意しましょう。
- ⑥大人と一緒に遊びましょう。
- ⑦たくさんのお花火に、一度に火をつけないようにしましょう。一本ずつ遊びましょう。
- ⑧正しい位置に正しい方法で点火してください。
- ⑨吹き出し、打ち上げなどの筒の花火は、途中で火が消えても筒を覗いてはいけません。大怪我になることもあります。点火する時も筒先に顔や手を出さないこと。
- ⑩花火をポケットに入れてはいけません。
- ⑪花火をほくして遊ぶことは危険です。絶対にしてはいけません。

